

第31回 京都市食の安全安心推進審議会 次第

1 日 時 令和2年10月26日（月）午後3時～午後4時30分

2 場 所 コープイン京都 2階 202号室

3 次 第

(1) 開 会

(2) 京都市挨拶

(3) 諮 問 京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の選定について

(4) 審 議 次期京都市食の安全安心推進計画骨子案について

(5) 閉 会

配付資料

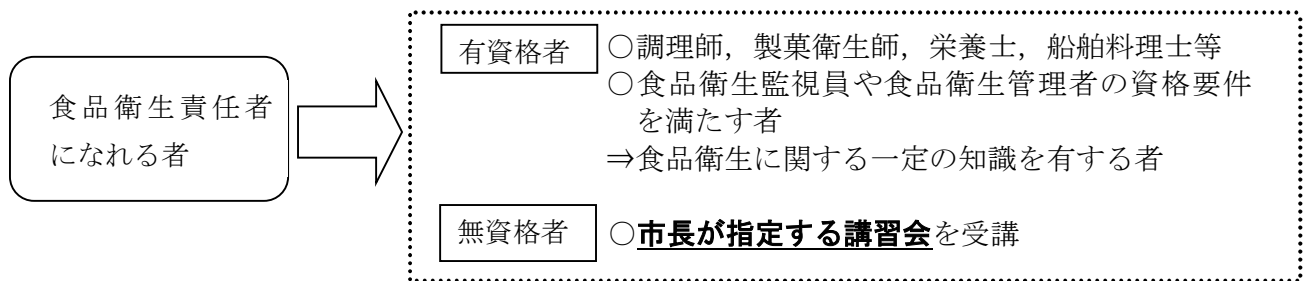
- 【資料1】京都市における食品衛生責任者養成講習会の制度について
- 【資料2】京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の選定方法等
- 【資料3】次期京都市食の安全安心推進計画策定に向けたこれまでの審議経過等について
- 【資料4】次期京都市食の安全安心推進計画骨子案
- 【参考資料1】京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の選定について（諮問書写）
- 【参考資料2】京都市食品等の安全性及び安心な食品の確保に関する条例及び京都市食品等の安全性及び安心な食品の確保に関する条例施行規則
- 【参考資料3】これまでの検討部会における次期京都市食の安全安心推進計画の策定に関する主な意見
- 第2期京都市食の安全安心推進計画（冊子）

京都市における食品衛生責任者養成講習会の制度について

1 食品衛生責任者

- (1) 「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」に基づき、飲食店等の営業者は、営業の施設又はその施設の部門ごとに食品衛生に関する責任者（食品衛生責任者）を定める義務がある。
- (2) 食品衛生責任者は、HACCPに沿った衛生管理等、施設の衛生管理に当たって中心的な役割を担うとともに営業者に対し必要な意見を述べるよう努め、営業者はその意見を尊重しなければならない。
- (3) 食品衛生責任者となるためには**一定の資格等が必要**。
- (4) 食品衛生法の改正に合わせて、食品衛生責任者は新たに法で規定されることとなる。

2 食品衛生責任者の資格等



3 京都市における講習会の指定の流れ

- 講習会の指定に当たり，講習会を実施する民間事業者を公募し，応募した事業者の中から1事業者を選定する
- 事業者の公募や選定に当たっては，**公平性・透明性の確保のため**，**第三者機関**に ①応募資格，評価基準を諮るとともに，②応募した事業者の審査及び評価をしていただく

平成29年，京都市食の安全安心推進審議会の下に**部会（京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者選定部会）**を設置

○委員5名，2回開催し，実施事業者を選定

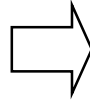
選定された事業者が実施する講習会（H30.4.1～R3.3.31）を**市長が指定**
実施回数及び受講者数

開催年度	平成30	令和元	令和2
開催回数	20	19	11
受講者数	2,204	2,299	1,109

(参考)

1 食品衛生責任者制度に関する条例と法の規定

令和3年5月31日まで	令和3年6月1日から
<p>「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」抜粋</p> <p>別表 食品衛生責任者の項</p> <p>(1) 別に定める営業においては、営業者（法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、その施設又はその施設の部門ごとに、従事者（自ら従事する営業者を含む。）のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めるとともに、別に定める者を除き、市長が指定する講習会を受講させること。</p>	<p>「食品衛生法施行規則」抜粋</p> <p>別表第17 1号</p> <p>イ 法第51条第1項に規定する営業を行う者（法第68条第3項において準用する場合を含む。以下この表において「営業者」という。）は、食品衛生責任者を定めること。</p> <p>ロ 食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者</p>



2 京都市食品衛生責任者養成講習会に関する関連規定

<p>「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行要綱」抜粋</p> <p>第9条</p> <p>2 市長は、必要と認めるときは、別に選定する事業者が実施する講習会を食品衛生責任者養成講習会として指定することができる。この場合において、市長は、事業者を公募するなど公平性の担保を図るものとする。</p>

京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者の選定方法等

1 部会の設置（案）

- (1) 食の安全安心推進審議会に部会（5人程度）を設置して、選定方法等の審議を行う。
- (2) 部会の構成員は、公平性と透明性を確保するため、「特定食品等事業者」区分の委員を除斥し、学識経験者を中心とする。

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例 抜粋

- 第22条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則 抜粋

- 第9条 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 2 部会ごとに部会長を置く。
 - 3 部会長は、部会員のうちから、会長が指名する。
 - 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

2 スケジュール（案）

時期	役割	
	京都市	審議会・部会
令和2年 10月26日	第31回食の安全安心推進審議会の開催	部会の設置
11月	第1回部会の開催	【部会】講習会実施事業者の応募資格及び評価等に係る基準の審議
11月下旬～ 12月 (～1箇月間)	講習会実施事業者の公募 (広報発表、ホームページへの掲載など)	—
令和3年 1月～2月	第2回部会の開催	【部会】応募事業者の審査及び評価 講習会実施事業者の選定
2月	選定結果の広報発表	部会から審議会への報告 審議会からの答申
	講習会の指定	—
4月1日～	講習会の実施	—